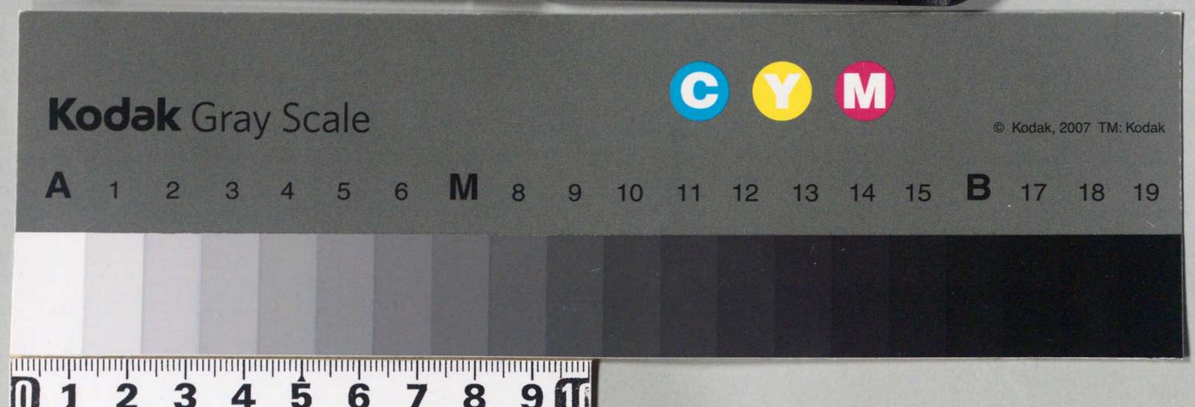

寛永諸家譜

二 菅原氏

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (140)
函號 特 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

前田

寛永諸家系図伝

菅原姓

前田

中納言利孝卿より松平乃

氏となる

菅亟お乃妊娠なす菅亟お乃

第二人のおとむわ

兄とお田やとひ弟とお田やとの

うのうち前田氏を名乗る

浅草文庫

乃但人よりも
多長七年十月晦長之乃よりも
雷震おびただしく加賀金澤乃城屋を
回禄の時義こころの高潔忠
勇やさしうしたなへて

村居

義人見附海東郡荒子村也
荒子とお田やあひさまをしら

ゑづく十町もう

村家

ちぢめ尺前回之畫賛と号て
生國見附
利家幼かよりを織田信長
けうよ
天文二十三年十四歳より
ちぢめく鎗を着せ申されく

陣うち乃ぞんで
弘治二年織田勘十
さうとをもつくら乃
人多勝起
のそうしあや勘十
勘ゑ小利ゑ
利ゑ殊をもつくら勘
さうくら乃頸と

ぬうそおうけて頸と信
もうぐこれを感じて指物
勝利とえうら時
十六歳なら
利ゑ十八歳ゐて信長のもん
とたるやきうふ
同朋利ゑうこうろ
て利うくこれをさる信長い
て利ゑをゆる

永禄二年五月十九日信長公
今川義元合戦の時利生一番
乗故の首をとらる信長より褒
美故乃首をとらるといえども
その首我手柄にあらずと中々
故陣より入首をとるといえども
信長公をもって禁じ給う
十二月信長公井伊直政と流刑乗詠
うたひくさせ給ふかとこれ利生

先登三ツ故乃首をとり来ると
指うたひくさせ給ふ乃
詞あるそのうら信長未渥とまふ
利生弱年なるもとくの好
うたを辞退して信長乃いわく
汝わかいかをいへども武功乃
長せるあへて辞するにおよばずと
きとしいへをうたひこしを文
月八年九月十三日信長公作

就別心無之候
秀吉其元より
てう乃ごとくに
有さまざまに
申しくるる故
一まて
とも
ひく秀吉
秀吉無別心乃事
しんまて
勿論中務大輔迄
守るえ毛
これをせひ利運
為つとくに
凡せつむうのと
能をおはして
同七月廿一日信長

氏と合戦乃時柴田勝家を
くる大ぜいにて行き利家をせめ
しかゝるに柴田不意をおそはるゝの
柴田不利に成ぐる成井が云こと
ゆへにや能く後を
取ずして柴田が
こゝろをあやぶみ
ず利家
ず御す

同年九月中旬信長村切
せらるゝゆへ深入そあやうし
しかれ利家猶なをせめ
破ずして
村井又兵衛尉
そこそふ利家をせめ
ばそりをとり又兵衛を
面先にそこの
備ゝ又兵衛

叙し豊後守と
天正元年八月十四日勢義承候
落のときに利家越後守討
とひく二度迄
旨と取
同二年五月廿一日信長武田四郎
勝頼と二引長篠
あひ
挺にて利家
平左衛門九郎左
勇あひ語なくしたしく
利家両番乃やり
しかく短
脇疵とうけ
感じ
同九年五月二秋
急ぎ松倉城
家田修理亮勝

平左衛門九郎左衛門野々村三十郎
勇あひ語なくしたしく下知して
利家両番乃やり歌の物以とて
しかく短き云云と揃て九乃
脇疵とうけ信長比乃勇と
感じ
同九年五月二秋長比後守
急ぎ松倉城へ
家田修理亮勝

成正とも云く大将
うこゝろみせんとて数日なを
敵多鉄炮とうるちくわしく
かゝも利家をつけ陣場とこゝろ
うして京勝ニ而松ノ丸を取こめ
るる京勝騎るる乃せとよび出
辛をうくこれを
利家進退そのこゝろを
人みなこれを称美せり二百余騎
陣して京勝寄手を
松倉乃城乃多勢を
と辛く越ほて三里おくの
かゝもなを無幾と城中より
敵城乃いさかひとなりて利家
敵乃退去とおふし
人とをうくむ人皆

その旗幟を見なを敵城なりと思ひしく城兵色てしてることあたちまち利家みつゝ地注くに及をみまい果ていくに歌かけさやぬうちとひく色乃城中

一人をのこりもやうとぞ

同十年六月二百温井備後守宅俗称なる岩石動心の座とあひ通ひく寄宿と荒亡心

り掠四よ余人も伝て利家来援

よとひくあひて大利と地に乱うちらん動心れ兵備国中乃勢

衆と倍して乱をたゝとき利家

あれとせあまづ刺撃してちれとやかもを首ふ余級石動心の

門乃たゝかひ秀吉治世のち利家れ家人

奥村伊豫守
城を守
作兵衛
率て城
伊豫守
攻備
末の剋
澤乃城

田辺なる小村宗兵衛と云へる武
士をあるせちに招きて饗応
物以ての首十二級とるを
を欲おかしいへばしいへばしきる
びん〳〵圍とくる故
城へ入こと
云やめおくる事を
かの頃迄
利長卿
卿が加州よむうと

演ぜしく東中
ける間兵衛
て迯くる途中
利長卿が
感じ秀吉
勅をあくる
こゝを間兵衛
り迯こと

秀吉ら[illegible]
越中國と長[illegible]
秀吉もつとめ[illegible]
[illegible]利[illegible]
う乃[illegible]
称[illegible]
[illegible]

同十八年秀吉小牧[illegible]
[illegible]
[illegible]

関東[illegible]
[illegible]
[illegible]

秀吉ことごとく打ち破り
あまつさえ春過ぎあつし未だの茶
壷富士茄子乃菓入なども二色
小絞古切み宮ふるそて海雲ホ
乃ハ腸地とをそてみな
宗旦なるおん旦
等黄金二百枚を投
同じ年二月サ九
利家病を
毎日智大坂より伏見よりも
東照大権現て湯
大権現これを聞
べくもれをむくい
ざそあひろろく宣く病病
乃門主不快たちのろく先
う乃敏て休題し乃ち法伸
ろれて乃うむて利家入
ていろく我こて湯せんために

きこまちゆうそうの函数よしんや
こうそくなるとも
大捜現てやくゆゑに利益のみ
もあづかり興うせずしのせ
らるゝ
大捜現の破了刻く細川越中守
忠興公加賀肥後清正後妃紀伊
幸長ろうの諸大名と
小ふ利益

大捜現てこゝろこゝろ
まことのみちをきくせと若劇のこと職とこの
道へなしがたき点度を句得よ
うにてさるほどしやくまんなる又いやく
我病幸なりと利益年当牡あれば
その心おもさて乙よろこや合掌
しくこれをいのるものよ
大捜現よくこれとそなる

利益を被らざるべく判決
三月上旬
大阪現行庁を仙台へ移すべく
のち急劇のため
同月上旬
大阪現行庁のうち内務省
および裁判所を分離
ことのこと
ぐとおくまで
同三月二日
二条一行と
号砲

利人
益人

利玄
二七歳 尉

安勝
五郎兵衛尉

良之
次八 佐脇氏 本多

秀継
九郎

女子
多聞左門室 宮石氏 妻

利長
初栄肥前 右利勝 生国不詳

信長のむすめと婚
天正十二年信雄秀吉と
うむき加頃越中の佐々成
とし〳〵家宝
たちをまもる利長そを
あ出で城乃
利長そんな山
すみそう〳〵
とし〳〵歌そ
場と退くそ指

これとせめたてるゆえ是
を感じ切腹
する段こと切に願ひ出ける中納言
但し後に佐竹
同名の者とつづ
秀吉薨去の
大橋坂下の
ふうふ姉妹と
あちらこちら利生
出羽守
江戸にて
前田家にて撰
御長門守
質おくりて
主人質
同五年利生
七月十五日
ばくふ
大橋坂乃

発し八月二日山口玄蕃允が搦手
加刀大西寺と申せし利長之
ともみつれとうち山口父子が首と
奪とりてひく〳〵利長之
ひく〳〵金澤より入国
也其後秀吉公淺井縄手
お打と送る松平伯耆守水越
後肥前岩国門主小松乃城を丹羽
勘兵衛尉大野基延井
敵七騎歌詠

江次左衛門尉重高清門
安東長左衛門尉小笠原統春統
おも世孫江不破討死と成ル歌ル
三年おく
同年の冬
大坂城大坂の城ふまも海ハ柳家武
大抱と使ハくそうくいく
加刀乃門能義江沼郡二十万石
余打受てくへ本ハ

こうはいちゅうかいかいしゃ越中二
ケ國全ク私ト
同中ノ〇五月
五十二大納言西二位ト賜ヒ
瑞龍院ハ〻ニ
これまでいきさ秀吉ま〻利
敏テ已ク
筆ヲ兼テ
私ニ重ネ
ハ〻ク申ス

利政
羽柴筑前守
秀吉
公ニ
属シ
各國攻ニ
従ヒ
乃渕脇指ヲ
大根切ニ
精ヲ
脇指ヲ
ハ〻ク富田ニ乃渕脇ノ地ヲ
賜ハル
各國攻ニ従ヒ新ク
乃渕脇指ヲ
賜ハル
羽柴筑前守卿ト不同
称ス

和好
修理亮

利孝
大和守
生國加賀
寛永九年
新勤

孫八郎

大権現
台徳院殿
同十八年八月十日
薨
大和守
同十九年元和元年
台徳院殿
大坂両陣
元和二年
寛永十四年六月

利豊
右近　生国武州
寛永九年三月廿九日
将軍家へ初而御目見仕
八歳
同十年九月廿日
御免ニ而
御暇被下候
辛ク歳

利房
右近
父
寛永十年十月廿五日
将軍家へ初而御目見仕
其後
御暇被下置候
辛ク歳

利世
重暗
女子
岩
利貞
備前守
女子
前田利玄室
女子
中川武義室
女子
備前守中納言秀家室
秀吉乃孫女

女子
秀右乃亀乃五
万里小路大納言光房
卿
女子
浅野紀伊守長晟
室
女子
細川三斎忠隆
室
女子
一部入道中
忠興
嫡男
利当
龍前
肥前守
生国加賀
本名利光
実名利重
幼名
忠利
寛永十年四月晦日
参議従三位
左近衛権少将
叙爵加冠
入利当

宝永六丑年大久保相模守忠隣
様御代被成御下知を以て
被仰渡御書
御奉書
一其方儀御先代
御取立を以
御当家様江御奉公
相勤候処
御先代様御病気
御重体に付
御遺言を以
御後見
被仰付候
御事

かねて御
右源院殿より也御
みとものふ
同年乃冬大坂陣のときこゝ乃
先手をうけたまわる
翌年再乱乃とき合戦
腸て栗橋本陣ふせあしてり敵の
首数千級と献じて
同年閏六月の日 御感によりて
利当を参賜て
安房国改重撰
従五位下に叙す
元和二年四月
大権現薨御乃時
負京乃れ勝地等より玉洞乃月往と
そ届ける是
乃れ第八ときものふこれ
献ずる

同二年五月十二日

右法院殿判書ヲ以テ渡邊
ありとく猛楽七巻ノ書ヲもちゐん
陽太刀一文字乃
宿禰ノ御腰指等ヲ惟子單地牟野
小神ヘとのく百領ヘよ猶二百領ヘ
二百枚判書ヲ以テ
先ヲ判セが献ずる
判書ヲ以テ守ゑ乃
陽太刀奥ヲ乃

御腰地新分宿禰乃御腰指物
ヲもちゐ判書一せなるべよ猛小神
とのく百領ヘ猶二百枚ヘ
二百枚ヘ献ず

五月廿日猛太夫
ありへ五百貫ヲ惟ぐ
もしとあるべ五月廿日判書ヲ以テ老九領
ヲ単地ヲ治領ヘ

献ず

右源院殿より則岡の領指を以て
利生せらるる処実なれば領掌と
同断なり

将軍家利生の御下文
あるべく二字國俊の領の別墨にて渡さ
の領腰地私領二ヶ所秋田西家
小袖百領領掌畢
十月廿一日 利生 在判

右新恩を以て領掌せしむる
寛永二年四月廿日申刻より
但し境二位より献ず
同六年四月廿日 二百石減ず
領掌畢
将軍家御代々 代々肥前守
守護不可有相違者也
利生 在判

右源院殿より則岡の領指を以て
利生せらるる処実なれば領掌と
同断なり

将軍家利生の御下文
あるべく二字國俊の領の別墨にて渡さ
の領腰地私領二ヶ所秋田西家
小袖百領領掌畢
十月廿一日 利生 在判

献ず

御太刀貳ふり乃御腰指組ま
指百疋長ま光
さくよとひくく打
太刀鞘毛
御腰地長銘正
十枚但十枚とも
御指百疋御小
指袖百疋加頃深
諸帋二ま把
光こるまく二疋
乃御腰地黄
夏被御小袖
廿日指樂八番
たま
小袖とおくへ
り指くこし
四人衆ま御服と
乃太刀ハ指と
ま

乃御腰地黄麻のハ腰指組ま五
夏被御小袖ま把
廿日指樂八番あまと庭織とも
たま乃集の仕者
小袖とおくへ是ま
り指くこし按く
四人衆ま御服と洋帋と放
乃太刀ハ指と進
ま

同廿九日

古渡院殿打ち越し給う別墅より渡御あり

一、西恒乃御方池田貞宗乃れ脇

指銘二尺弐寸御小柄五十匁御

指五十匁八木源二百指利常了

ぬより一文字乃御方二字国

後の御脇地銘五百枚御指五十

匁光ぬるてすこうをしく

打ち越し給う御帰城の御方乃御

脇指金二百枚御指百匁御縁

の御包を献ず光乃御脇銘

五百枚御小柄地共に金光乃御指銘

小柄地進地共と守家の御刀

利常ことく脇地ふくり国有

之文字乃節よりとんぐ宮

う集勤すものあひだ

右添候飯米之内
御定米八重葉之外
勝地ニ而
戸川國次乃所
中脇指切刃貳
所乃内
同組二腰二貳
右添候飯米之
外ニ而乃所
勝地ニ而

将軍家より増
中脇指拵同
乃所
墨引ニ而
寛永十七年三月
将軍家利常
西ノ丸乃勝地
京乃内脇指ニ
献じて

国立公文書館
National Archives of Japan

先言

就前書　生國因幡
女也

名濃院殿承二乃師
寛永六年四月廿三日
元服をかうふり十五
但し其譜乃事ハ
わ称す

名濃院殿より五百石
賜ハる

将軍家より三百乃俸地と
まて合て八百石乃
名濃院殿ニ献ず仍国乃
ニ代銀よ二百枚と
将軍家ニ献ず
利当乃方　馬代銀よ二百枚と
名濃院殿ニ献ず

洋犬牡牝代銀弐百枚ト
将軍家ヨリ献上ニ付礼状ヲ以テ謝礼ス
江戸参勤ノ為メ出府スル旨ヲ告ル
台徳院殿ヨリ一文字乃短刀
台光院殿ヨリ拝領ノ国光ノ脇指
ヲ将軍家ヨリ乃拝領ス
ヲ将軍家ヨリ行光乃脇指二腰ヲ
賜ル

寛永九年十二月
将軍家乃大姫君ヲ
せつむ殿ヨリ
同十乃月朔日光ヲ
謝シ奉ル為メ使ヲ
以テ奥ヨリ乃御肴ヲ
献ス
利常
御返礼ニ二百枚ヲ

献ず光高朝服五年伏報を五百枚
を献ず

同十年十二月五日大姫君乃輿
光高鍛冶入婚礼あるを酒井雅
楽頭以御興を渡して利常もれも
猪名頭酒井讃岐守御使を渡す
乾魚吉利治時文松九を献ず

もれとう者わ
光高わ服ニつく利常
わ御着ふ

和寿山正宗乃小脇指を利常
ゟ太郎光高乃御脇指と
二乃日利之行年
百枚五ツ宛ニの小脇指と光高
ゟ頂戴たまふ

光高一文字乃御
小脇指御服五年伏綿五百把を献で
多数御服百反伏
於俵とのふ

同十六年六月廿日
同十七年十一月廿日 酒井 濱次守
とゝく
東照大権現を加列 金澤の城小郎の
同 勧使 来
のそむことすでに
将軍家 達
うらら光 言
仕 おわせよとく

大権現を加頂 同
らんとすることきこゝろざ
しのさうぶすうの数
光 我朝
とく
大権現を祭 国家
めと軍神 相 光
詫謝 退
納命 速 濱宮 宝

利次
法名
寛永八年十二月廿五日
母ニ伴ハレ

利治
死歿

寛永十一年十二月廿日法名信了
叙ス母ニ伴ハル

女子
亀鶴　幕末迄存
母ニ伴ハル

女子
夭折　早世　母ニ伴ハル

女子
夭折　早世　母ニ伴ハル

女子　萬（まん）　松平安藝守（まつだいらあきのかみ）光晟室（みつあきしつ）　母ニ同

女子　冨（とみ）　八隅知忠親王室（やすみともただしんのうしつ）　母ニ同

女子　夏（なつ）　早世（そうせい）　母ニ同

西乃丸　梅姫（うめひめ）

松（まつ）ニ秀（ひで）ノ字（じ）ヲ賜（たまわ）ル

国立公文書館
National Archives of Japan